

【厚生労働大臣の定める揭示事項】

2026年6月1日 現在

＜基本診療料の施設基準＞

機能強化加算
電子的診療情報連携体制整備加算
急性期一般入院料 4
救急医療管理加算
診療録管理体制加算 1
医師事務作業補助体制加算 1 1.5対1
急性期看護補助体制加算 2.5対1 (看護補助者 5割以上)
夜間 100対1 急性期看護補助体制加算
夜間看護体制加算
重症者等療養環境特別加算
栄養サポートチーム加算
医療安全対策加算 1
注 2 医療安全対策地域連携加算 1
感染対策向上加算 2
地域支援・医薬品供給対応体制加算 1
データ提出加算 2 及び 4
入退院支援加算 1
注 4 に掲げる地域連携診療計画加算
認知症ケア加算 2
せん妄ハイリスク患者ケア加算
回復期リハビリテーション病棟入院料 1
地域包括ケア病棟入院料 1
注 3 に掲げる看護職員配置加算
注 5 に掲げる看護補助体制充実加算 1
入院時食事療養/生活療養 (I)
病棟薬剤業務実施加算 1
協力対象施設入所者入院加算

＜特掲診療料の施設基準＞

がん性疼痛緩和指導管理料
救急搬送医学管理料 2
夜間休日救急医学管理料 2
救急外来医学管理料 2
注 7 に規定する院内トリアージ実施体制加算
救急外来緊急検査対応加算 2
ニコチン依存症管理料
薬剤管理指導料
医療機器安全管理料 1
別添 1 の「第14の2」の 1 の(3)に規定する在宅療養支援病院
在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料
在宅酸素療法指導管理料の注 2 に掲げる遠隔モニタリング加算
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する
持続陽圧呼吸法充実管理体制加算
検体検査管理加算 I・II
神経学的検査
遠隔画像診断管理加算 2
CT撮影及びMRI撮影
無菌製剤処理料
脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)
運動器リハビリテーション料 (I)
呼吸器リハビリテーション料 (I)
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
大動脈バルーンパンピング法 (IABP法)
医科点数表第 2 章第10部手術の通則の16に掲げる手術 (胃瘻造設術)
輸血管理料 II
輸血適正使用加算
胃瘻造設時嚥下機能評価加算
麻酔管理料 (I)
保険医療機関間の連携による病理診断
看護職員処遇改善評価料
外来在宅ベースアップ評価料
入院ベースアップ評価料
酸素の購入単価

食事については、入院時食事療養 (I) の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時 (朝食 8 時・昼食 12 時・夕食 18 時)、また適温で提供しています。